## 今後の展開(Toward the next steps) (環境省仮訳)

## アジアの国・地域における保護地域の進展を図る

以下の手法により、アジア各国・地域及び IUCN との協力関係の構築を図る。(1)地域レベルでの生物多様性条約第 10 回締約国会議の愛知目標・保護地域作業計画と WCPA ベストプラクティスとの情報共有を目指す (地域単位 (IUCN の保護地域のカテゴリーV) についての事例)。(2) 気候変動、気候変動に対する適応策・緩和策や協働型管理、境界を越えた保護地域間の連携、についての保護地域のベストプラクティスの共有。(3) 公平さと利益の共有の実施等。(4) アジアの国・地域等における保護地域についての情報共有の維持。(5) コア・グループにおける情報共有とワーキンググループの設置。(6) WCPA-Asia の強化及び戦略の遂行。(7) 2014 年の IUCN 世界公園会議に向けた準備。(8) アジアの保護地域での管理有効性評価の実施。(9) アジアの保護地域における主要課題についての報告書の作成

